南知多町ふるさと産品等写真撮影及びブラッシュアップ業務 仕様書

1 委託業務名称

南知多町ふるさと産品等写真撮影及びブラッシュアップ業務

2 業務目的

本業務は、本町の魅力あるふるさと産品等の写真撮影及びブラッシュアップを実施することで、町内に新しい「稼ぐ力」を生み出し、全国各地に本町の魅力発信及びふるさと産品の販路拡大による地域活性化に資することを目的とするとともに、町内外に暮らす人たちに、改めて南知多町の魅力に気づいてもらうことや魅力ある産品や観光資源を通じて地域に誇りを感じてもらうなど、町民のシビックプライドの醸成につなげていくことを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

発注者が指定したふるさと産品について、同じく指定したカットで規定サイズの写真撮影を行う。なお、ふるさと産品及びカットの指定内容は下記のとおりとする。

(1) カット

- ① イメージ写真の撮影
- ② 切り抜き写真(物撮り・荷姿等)の撮影
- ③ 料理写真の撮影
- ④ サムネイル (1枚目)の作成
- ⑤ サムネイル画像(2枚目以降)の作成
- ⑥ その他調整費

(2) サイズ

- 撮影画像については2560×1590ピクセル以上とする。
- ② サムネイル・説明画像の作成については、以下の2サイズを1セット とする
 - ・1000×621ピクセル以上
 - ・1000×1000ピクセル以上

(3) 提出数

発注者が指定するカット数は、原則として「別紙 撮影予定リスト」の区分 ごととする。

①「①イメージ写真」について、区分Aは最低7点以上、区分B最低5点以上、区分Cは最低4点以上を用意すること。

- ②「②切り抜き写真(物撮り・荷姿等)の撮影」について、区分Aは最低 5点以上、区分B最低3点以上、区分Cは最低2点以上を用意するこ と。
- ③「料理写真の撮影」について、区分Aは最低3点以上、区分B最低2点以上、区分Cは最低1点以上を用意すること。
- ④ 「④サムネイル(1枚目)の作成」及び「⑤サムネイル画像(2枚目以降)の作成」については、サムネイルの1枚目及び2枚目以降の説明画像を区分Aは合計 7点以上、区分B合計 5点以上、区分Cは合計 4点以上を用意することとし、「(2)サイズ②」それぞれのサイズで提出すること。

例:区分Aの撮影の場合

- ・①イメージ写真を7点、②切り抜き写真(物撮り・荷姿等)を5点、③料理写真を3点の2560×1590ピクセル15点を納品
- ・④サムネイルの1枚目を1点、2枚目以降の説明画像を6点、合計 7点を作成し、「(2)サイズ②」それぞれ14点を納品

合計29点を納品

(4) 保存方法

撮影した写真は、JPEG形式・カラーモードRGBで保存すること。

- (5)業務内容に係る特記事項
 - ① 「(1)①イメージ写真」について、原則として写真素材等(フリー素材・有料素材)を使用せず、実際のふるさと産品を撮影するものとする。
 - ② 「(1) ①イメージ写真」について、原則としてパッケージから出した 状態を撮影するものとする。ただし、南知多町が認める場合は、この 限りでない。
 - ③「(1)②切り抜き写真(物撮り・荷姿等)」について、原則としていずれも撮影するものとする。ただし、南知多町が認める場合は、この限りでない。
 - ④「(1) ③料理写真」について、調理を伴う撮影においては、下記に定める調理過程を2つ以上盛り込み撮影すること。
 - ふるさと産品に加熱調理(焼く、煮る、揚げる、温める)を加えたもの
 - ・包丁を使って切ったもの
 - ・皿盛りが必要な場合
 - ・ふるさと産品以外のもの(つまもの・野菜・小道具など)を使用した もの
 - ⑤ 「(1)④サムネイル・説明画像の作成」について、ふるさと産品生産者が通販サイトで使用できるよう、当該ふるさと産品に関する説明

を行う画像を作成するものとする。なお、当該説明については、受注者が当該ふるさと産品生産者から聞き取り及び協議調整の上、文章作成及び画像への掲載を行うものとする。

- ⑥ 「(1)④サムネイル・説明画像の作成」について、会社・人物の写真を使用する場合、被写体の人物等に対して肖像権等に係る各種説明を受注者が十分に行うこととする。なお、撮影用モデル等の使用を希望する場合、当該モデルを使用した写真の使用期限を定めないものに限り、これを許可する。
- ⑦「(1)⑤その他調整費」について、本町が下記指示をした場合に適用する。
 - ・南知多町が指定する成果品に当初指定以外の軽微な変更を行う場合
 - ・南知多町が「別紙 撮影予定リスト」の変更を行う場合
 - ・受注者が用意する場所以外で撮影が必要となった場合

(6) その他事項

- ①撮影場所、撮影日時及びふるさと産品の受渡方法(物品に限る)については、受注者と発注者の2者で協議調整の上で決定すること。
- ②撮影はデジタル一眼カメラや照明等の撮影機材を十分に活用して行い、 各種画像加工のソフトウェア及び専門的な技術等により、ふるさと産品 の魅力を高める写真の撮影及び加工を行うこと。
- ③受注者は、各種通販サイト等を常に研究し、撮影及び加工等の技術向上 に努めること。
- ④撮影に使用するふるさと産品は、原則1種につき1品までとする。ただし、受注者と発注者の2者で協議調整の上、発注者が了承した場合はこの限りでない。
- ⑤撮影に使用したふるさと産品は、原則返還しないこととする。ただし、 南知多町が希望した場合は、受注者と発注者の2者で協議調整の上、返 還するものとする。
- ⑥業務履行に係る費用については、ふるさと産品の入手に係るものを除 き、その全てを受注者が負担すること。

5 成果品の納品

(1) ふるさと産品1種あたりの納品期限

原則として発注者からの依頼日より4週間以内とする。ただし、ふるさと産品 提供事業者の希望、その他やむを得ない事情による場合はこの限りではない。

(2) ふるさと産品等写真撮影及びブラッシュアップ業務成果物の納品期限

全ての成果品を納品後に電子媒体等(DVD-R等)で南知多町成長戦略室に納品すること。

6 委託料

委託料は、成果品の納品が完了したふるさと産品分を、月末締め翌月払いで受注者からの請求に基づいて指定口座に支払うものとする。なお、やむを得ない事情により撮影の一部を延期しているふるさと産品があった場合、町担当者の要請により撮影済みの成果品を納品した場合に限り請求することができるものとする。

7 再委託の禁止

受注者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。 ただし、業務の一部など軽微なものや再委託することは本業務の目的達成に効果的 に資すると認められるものについては発注者と協議のうえで再委託することが出来 るものとする。

8 その他

- (1) 受注者は、発注者との連絡を密にすること。
- (2) 撮影は、発注者と撮影内容について、必要に応じて事前協議(撮影の構図 や撮影用返礼品の返還の可否等)を行った上で実施するものとする。
- (3) 成果品にかかる所有権、著作権は発注者に帰属するものとする。
- (4) 撮影リストの予定等は変更することがある。撮影リストの変更に伴い、追加費用が発生する場合は、発注者及び受注者間で協議し決定するものとする。
- (5) この仕様書に定めのない事項や疑義の生じた事項については、発注者及び 受注者間で協議し決定するものとする。

別紙 撮影予定リスト

区分	ジャンル	品目数	イメー ジ写真	切り抜 き写真	料理 写真	サムネ 画像	想定するもの
A	肉	1 0	7点	5点	3点	7点	牛肉、豚肉、ハ ンバーグ、ロー ストビーフなど
С	米・パン	2	4 点	2 点	1点	4点	米、パン
В	果物類	5	5点	3点	2点	5点	キウイ、いち ご、みかん、ぶ どうなど
A	魚介類	2 0	7点	5点	3点	7点	しらす、刺身、 うなぎ、穴子、 海苔、干物、漬 魚、あさり、そ の他貝類など
С	野菜類	5	4 点	2点	1 点	4点	とうもろこし、 玉ねぎ、野菜セ ットなど
В	お酒・飲 料類	3	5点	3点	2点	5点	クラフトビール など
С	菓子	1 0	4点	2点	1点	4点	えびせんべい、 ケーキ、プリ ン、焼き菓子な ど
В	加工品等	3	5 点	3点	2点	5点	おせち、はちみ つなど
В	その他	2	5点	3点	2点	5点	海鮮料理、海鮮 丼など
	.₩) > □ ₩ .Ъ	6 0					7/2/4 # 1 >

[※]受注者が用意する撮影場所での撮影ができないふるさと産品について、発注者から写真を提供し加工を加える等の対応は可能とする。